

第1章 総則

第1条 (名称)

名称は、「富山県コンクリート診断士会」という。(以下「本会」という。)

第2章 目的及び活動

第2条 (目的)

本会は、社団法人日本コンクリート工学協会のコンクリート診断士制度の趣旨に基づき、診断士の技術力向上、改善および「コンクリート診断士」の社会的評価と地位の向上に努め、コンクリート構造物の維持管理に貢献し、社会の発展や安全に寄与することを目的とする。

第3条 (活動)

本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) コンクリート診断技術に関する情報の収集と会員への提供
- (2) 日本コンクリート工学協会におけるコンクリート診断士登録、更新への支援
- (3) 会員の継続学習制度 (CPDS) の支援および知識、能力向上のための活動
- (4) 会員相互の親睦および連絡
- (5) 「コンクリート診断士」の社会的地位向上に関する活動
- (6) その他、本会の目的達成するために必要と判断した活動

第3章 会員

第4条 (会員)

本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

本会の第2条の目的に賛同し、富山県内に住所または勤務地の拠点（支店、営業所など）を有する、(社)コンクリート工学協会に登録された「コンクリート診断士」とする。

(2) 賛助会員

本会の第2条の目的に賛同して入会した、法人又は団体とする。

なお、賛助会員も正会員と同等の活動に参加できる。

第5条 (入会)

- 1 入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出し、役員承認を受けなければならない。
- 2 本会に正会員として入会する場合、本会への入会と同時に、一般社団法人日本コンクリート診断士会の正会員となる。

第6条 (退会)

- 1 会員は、次の各号の一に該当する場合に退会する。
 - (1) 退会の届出をしたとき

- (2) 死亡したとき
- (3) コンクリート診断士の資格を喪失したとき
- (4) 除名されたとき

- 2 退会の届出は、会長に対し書面をもってしなければならない。また診断士の資格を喪失した場合も同様とする。
- 3 会員が引き続き2年にわたり会費を納めないときは、役員会の決議によって、退会したものとみなすことができる。
- 4 会員は、法または本規約に違反し、本会の秩序または信用を害し、その他診断士に品位を失うような行為をしたときは、役員会の決議に基づき除名することができる。但し、その会員に対し役員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

第7条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査役 1名

第8条（役員を選任）

役員を選任は、次の通りとする。

- (1) 会長は役員会または、5名以上の会員の推薦する者から総会において、選出し承認する。
- (2) 役員は、会長が選任し、総会において承認する。
- (3) 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第9条（役員職務）

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、会長、副会長を補佐し、本会の運営に携わる。
- (4) 監査役は、会計を監査する。

第10条（顧問）

本会は、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は本会への協力を同意した有識者に会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、会長および役員会に対し、必要な助言をすることができる。
- (3) 顧問は、役員会の求めに応じ、本会の活動を支援することができる。

第5章 総会および役員会、開催

第11条（総会および役員会）

総会は、会員で構成し、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会則の改廃
- (4) その他本会の運営に関する重要事項

2 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

第12条（開催と議決）

- (1) 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は必要のあるとき開催する。
- (2) 総会は、会員の1/3以上の出席を要し、総会出席者の過半数をもって議決とする。尚、委任状による出席を認める。
- (3) 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。
- (4) 通常総会、臨時総会、役員会での議長は、会長が務める。

第6章 会計

第13条（年会費）

本会の年会費はつぎのとおりとし、各事業年度中に納めなければならない。会費は、原則として郵便振替口座を利用し、振込みに要する費用は、会員個人が負担する。但し会の運営上、役員会が必要と認めた場合は、臨時総会で、承認を得て臨時会費を徴収することができる。

正会員	個人	3,000円/年
賛助会員	法人 1口	20,000円/年

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月末日とする。

第15条（決算）

本会の決算は、毎会計年度終了後、速やかに決算書を事務局が作成し、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 事務局

第16条（事務局）

本会の会務を処理するため、会長の下に事務局を置く。

- (1) 事務局長は、会長が任命する。
- (2) 事務局は、事務局長の勤務先内に設ける。
- (3) 事務局に必要な事項は、会長がこれを決する。
- (4) 事務局長は役員をもって充てることができる。
- (5) 事務局には、常に会則、役員名簿、会員名簿、事業報告書、収支計算書等の書類を備えておかなければならない。ただし、これに代わる書類および帳票を備えたときはこの限りではない。
- (6) 会員名簿等個人情報、個人の人格尊重理念の下に慎重にかつ適正な取扱いを図る。

附則

1. 本会の設立当初の役員任期は、第8条(3)の規定にかかわらず、当会設立の日から、平成21年3月末日までとする。
2. 本会の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から平成20年3月末日までとする。
3. 本会の設立時の会員は、第5条の規定にかかわらず、設立準備会事務局に申込を行い、設立準備会会長が承認した者とする。
4. 本会の設立は、平成19年7月14日とする。

以上

改訂履歴

平成27年5月23日 第9回総会

第7条(役員)

(2) 副会長 1名 ⇒ 2名

第5条(入会)

(追記)

- 2 本会に正会員として入会する場合、本会への入会と同時に、一般社団法人日本コンクリート診断士会の正会員となる。